

# 福祉有償運送の概要

2006年10月1日に施行された改正道路運送法で、自家用自動車（白ナンバー）による福祉輸送（移送サービス）が「福祉有償運送」として、日本の旅客運送史上初めて合法化された。

この法律の特徴は「登録制」である。移送サービスを希望する利用者がいて、運行するための要件を備えて、各地域の運輸支局に非営利公益法人が運営協議会の協議を経て登録し、運行することができる。

## 1. 登録について

福祉有償運送を行おうとする場合は、国土交通省（当該地域運輸支局）に「登録」の申請をし、「登録番号を付した登録証」の交付を受けてそれが可能になる。（登録番号については143号別記1を参照）

福祉有償運送を行う際に必要な登録は、次に掲げる3つである。

「新規登録」・・・新たに福祉有償運送を始めようとするとき

「更新登録」・・・福祉有償運送の有効期間の更新をするとき

「変更登録」・・・登録事項に変更があるとき

新規登録の有効期限は2年間で、その間に死亡事故などの重大事故を発生させたり、行政処分などを受けていないときに限り、更新登録の有効期限は1年延長されて3年になる。

また、新規登録時には登録免許税（登録料）として15,000円、更新登録時には登録免許税（更新料）3,000円が必要になる。

### (1) 新規登録の登録事項（申請様式第1-1号）

登録する事項は次に掲げるものである。

#### ① 申請者の名称

社会福祉法人・NPO法人等の非営利公益法人でなければ登録できない。

#### ② 申請者の住所

申請する非営利法人の住所を登録する。

#### ③ 申請者の代表者の氏名

理事長・代表などの役職名と氏名を登録する。

#### ④ 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送または過疎地有償運送のいずれかを選択し、登録する。

#### ⑤ 運送の区域

運営協議会での協議が調った市町村を単位として登録する。

#### ⑥ 事務所の名称及び位置

申請する非営利法人に所属する事務所のうち、福祉有償運送を実施するすべての事務所の名称と住所を登録する。

#### ⑦ 事務所ごとに配置する自動車の種類ごとの数

登録するのは福祉有償運送に使用する自動車で乗車定員11人未満のものに限る。

「寝台車（ストレッチャーを積載できる車）」

「車いす車（リフトまたはスロープ付の車）」

「兼用車（ストレッチャーと車いすの両方に対応した車）」

「セダン等（福祉車両以外の乗用車。車検証に「貨物」と記載のある車は不可）」

の4種に分類し、登録する。

車検証の「用途」の欄が『貨物』、「自家用・事業用の別」の欄が『事業用』、「乗車定員」の欄が『11人以上の数』になっている車両は登録できない。

#### ⑧ 運送しようとする旅客の範囲

「身体障害者法第4条に規定する身体障害者」

「介護保険法に第19条第1項に規定する要介護認定者」

「介護保険法に第19条第2項に規定する要支援認定者」

「その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、発達障害、自閉症、学習障害等その他の障害を有する者」

のうち、利用者の中に該当する者がいる区分について登録する。

なお、実際の福祉有償運送の利用に当たっては、事前に申請者（実施団体）に会員登録をする

ことが求められる。

また、福祉有償運送は、原則として個別のドア・ツー・ドア輸送であるが、透析患者の送迎、知的障害者・精神障害者の施設送迎等については、複数乗車の送迎が認められる。

上記については、新規に登録する時の必要事項であり、登録後に内容に変更がある場合は、後述(3)「変更登録」および(4)「軽微な事項の変更の届け」で対応することになる。

## (2) 更新登録の登録事項（申請様式第 1-2 号）

登録の有効期限の満了する日の 2 ヶ月前から申請を受付ける。

複数の運送の区域を有する場合は、それぞれの区域における運営協議会での合意が成されている区域に限り更新できる。

登録する事項は、上記「新規登録事項」と同じである。

## (3) 変更登録の登録事項（申請様式第 1-3 号）

上記「新規登録事項」および「更新登録事項」のうち、次に掲げるものについて変更登録を要する。

### ① 自家用有償運送の種別の変更

福祉有償運送の他に過疎地有償運送も行おうとする場合に登録する。いずれかを廃止する場合は、軽微な事項の変更届けの提出で足りる。

### ② 運送の区域の拡大

運送の区域を拡大しようとする場合に登録する。区域を減少する場合は、軽微な事項の変更届けの提出で足りる。

## (4) 軽微な事項の変更（申請様式第 1-4 号）

上記「新規登録事項」のうち、上記(3)①②以外の変更については、すべて軽微な事項の変更となり、当該地域運輸支局に「登録事項変更届出書」を変更があった日から 30 日以内に提出することで足りる。

なお、使用する車両が一事業所において 5 台以上になる場合は、運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類の提出が必要となる。

## 2. 登録の際に必要な添付書類

添付書類とは、登録に際し、申請団体が福祉有償運送を行うにあたって、法律に規定されているさまざまな要件を備えていることを確認するために提出を求めるものである。

### (1) 新規登録の添付書類

#### ① 定款等の書類

定款（財団法人の場合は寄付行為）、登記事項証明書（登記簿謄本の呼び名が変わったもの）、役員名簿（申請する法人のすべての役職名・氏名を記載）

#### ② 役員が欠格事由に該当しない旨を証する書類（様式第 2 号「宣誓書」）

役員全員が宣誓する必要はなく、その法人の代表者が署名捺印することで足りる。

#### ③ 運営協議会で協議が調っていることを証する書類（様式第 3 号）

後述「3. 運営協議会」で詳細を解説する。

#### ④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

福祉有償運送に使用するすべての自動車についての自動車検査証（車検証）のコピーを添付する。この場合、車検証に記載の使用者の氏名が、新規登録申請者（当該法人名）と一致しないときは、両者において交わされた契約書または使用承諾書の添付が必要になる。また、この契約書又は使用承諾書には、福祉有償運送を実施する間、使用権原および運送に伴う責任は、申請者にあることを記載していなければならない。

#### ⑤ 自家用自動車有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

（様式第 4 号）

必要な要件とは、

「効力が停止されていない 2 種免許を取得していること」

「2 種免許を取得していない者の場合には、過去 2 年以内に免許停止処分を受けていないこと」

のいずれかの者であり、次に掲げるいずれかの講習を受講している者のことである。

「国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を受講した者」

「全国乗用自動車連合会が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者」

であり、修了証のコピーを添付するなどして、要件を備えていることを証明する。

**⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類。(様式第4号)**

セダン車両を使用する場合の運転者または乗務員についての書類のことである。

必要な要件とは、

上記⑤に掲げた要件に加えて、

「介護福祉士であること」

「国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を受講した者」

のいずれかであることが要件となる。介護福祉士の場合は登録証のコピー、セダン等講習を受講した場合は修了証のコピーを添付する。

なお、セダン車両を使用して運送する場合は、運転者がその要件を満たしていない場合は、同乗する介助人等が要件を満たしていれば良い。

**⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類(様式第5号・第6号)**

福祉有償運送を行う事務所が複数ある場合は、事務所ごとに運行管理の責任者を選任する。

配置する車両が5台以上になる事務所の場合は、

「旅客自動車運送事業運輸規則に定める『運行管理者』」

「道路交通法施行規則に定める『安全運転管理者』」

のいずれかの資格を有する者を運行管理の責任者に選任しなければならない。

**⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類(様式第6号)**

福祉有償運送を行う事務所が複数ある場合については、事務所ごとに整備管理の責任者を選任することを求めているが、各事務所が車両の整備点検の適切な実施を管理できることが求められる。

整備士等の資格は不要である。

**⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類(様式第6号)**

福祉有償運送を行う事務所が複数ある場合については、事務所ごとに責任者を選任することを求めているが、事故発生時の迅速な対応と適切な措置、連絡体制が整っていることが求められる。

**⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類**

福祉有償運送に使用する車両が加入している「任意保険」の契約書又は保険証のコピーなどを提出する。

保険契約書に記載している「車両登録番号(ナンバー)」が、使用する車両と一致しなければならない。

対人8,000万円以上、対物200万円以上を補償する任意保険に加入していなければならない。

ちなみに、一部の損害保険会社は「有償運送なので事業用保険を」としているが、大手損害保険会社は2006年(平成18年)4~6月にかけて、自家用有償運送に使用する車両の保険の種類は「自家用自動車とする」と発表している。

また、インターネットにて契約する保険等には、非適用のものがあるので確認を要する。

**⑪ 運送しようとする旅客の名簿(参考様式第イ号・参考様式第ロ号)**

参考様式を参考に作成した「旅客の名簿」または「身体状況等、態様ごとの会員数」のいずれかを作成し、提出する。

**(2) 更新登録の添付書類**

添付する書類は「新規登録」と同じである。

**(3) 変更登録の添付書類**

「運送の種別を増やすとき」

① 運転者の要件を備えていることを証する書類(様式第4号)

② 運送しようとする旅客の名簿(参考様式第イ号)

③ 運営協議会において協議が調っていることを証する書類(様式第3号)

- ④ 登録証
- ⑤ 「新規登録添付書類」①～⑩のうち、変更に伴い内容が変更されることとなる書類

#### 「運送の区域を拡大するとき」

- ① 拡大しようとする区域における運行管理の体制を記載した書類（様式第6号）
- ② 運送しようとする旅客の名簿（参考様式第イ号）
- ③ 運営協議会において協議が調っていることを証する書類（様式第3号）
- ④ 登録証
- ⑤ 「新規登録添付書類」①～⑩のうち、変更に伴い内容が変更されることとなる書類

#### (4) 軽微な事項の変更の添付書類

- ① 「新規登録添付書類」①～⑩のうち、変更に伴い内容が変更されることとなる書類
- ② 事務所ごとに配置する車両が5台以上になるときは、「新規登録添付書類」⑦の「運行管理者」「安全運転管理者」の資格を有することを証する書類

### 3. 運営協議会

新規登録、更新登録、変更登録をする場合には、運営協議会で協議が調っていることを証する書類（様式第3号）の添付が必要となる。

原則として、市町村が運営協議会を主宰することとしているが、登録を希望する団体の申請があっても正当な理由なく運営協議会を設置しない場合は、当該地域運輸支局に直接登録申請できる（【185号】参照）。

この場合、登録要件に不備がなければ、1年以内の期間を定めて判断を保留することができる。すなわち、申請中の扱いとなり、行政指導の対象とはならない。

「変更登録」は「運送の種別の増加（福祉有償運送を登録している法人が新たに過疎地有償運送の登録をしようとするとき）」と「運送の区域の拡大」をする場合にのみ必要になり、これ以外の登録事項の変更は「軽微な変更」として、運営協議会の協議なしに当該地域運輸支局へ「軽微な事項の変更届出書」を提出するだけで足りる。

運営協議会で合意するために、協議する具体的な項目は、145号通達に記載されてあるが、

#### 「新規登録」「更新登録」の場合

##### (1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性

福祉有償運送が必要と認められる場合について、タクシー事業者による福祉輸送サービスが行われていないか、または直ちに行う可能性が低い、あるいは実施しているが供給量が低い場合などを例示してあるが、その他にも、タクシー乗務員の接客態度（無理解による乗車拒否など）、路線バス・電車等公共交通機関に比べて高い交通費の負担など移動困難者が被っている実態についても、判断材料とすべきである。

##### (2) 運送の区域

- ① 旅客の発地または着地のいずれかが、運送の区域内にあること  
「乗車地（発地）」か「降車地（着地）」のどちらかが区域内であればよい。
- ② 運送の区域は運営協議会で協議が調った市町村を単位とする。  
複数の市町村が合同で主宰した運営協議会の場合でも、その全域を運送の区域とするのではなく、旅客の居住地、行動の目的等を勘案し、運行管理が適切にできると認められる範囲の市町村に限定される。

##### (3) 旅客から収受する対価

対価については144号通達および平成18年9月29日発出の事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」に、詳細が記載されているので参照されたい。

- ① 対価の範囲・・・「運送の対価」と「運送以外の対価」の2種類ある。
- ② 運送の対価の設定方法・・・「距離制」「時間制」「定額制」の3種類ある。
- ③ 運送の対価以外の対価の設定方法・・・対価の額と適用の基準明確に定めること。  
実費であること。

- ④ 入会金、年会費、月会費等については、団体の活動の維持・運営に当てられる場合は対価に含めない。
- ⑤ 収受する対価は当該地域の同種のタクシーの上限運賃のおおむね 1/2 の範囲内。
- ⑥ 複数乗車の場合は、それぞれから収受する対価の合計額が、上記同様 1/2 の範囲内。
- ⑦ 任意の謝礼と認められる場合は、有償とされず 79 条登録は不要。

#### (4) 運送しようとする旅客の範囲

運送の対象とすることの妥当性の基準

- ① 身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者。
- ② 上記の者であって、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難であること。
- ③ 上記①②に該当する者であって、申請者の団体に会員登録をしてあるか、する予定のある者。
- ④ 上記①②の確認が難しいときは、当該会員の移動状況等について個別に審査する。  
ただし、この場合は、個人情報の保護には細心の注意を払う必要がある。そのため、運営協議会の場ではなく、事務局があらかじめ状況を聴取して報告するなどの方法を申し入れることが考えられる。

#### (5) その他必要と認められる措置

- ① 使用する自動車の種類ごとの数
- ② 運転者に求められる要件
- ③ 損害賠償措置
- ④ 運行管理の体制
- ⑤ 整備管理の体制
- ⑥ 事故時の連絡体制
- ⑦ 苦情処理体制
- ⑧ その他必要な事項

の5つである。これらを協議して、

- ① 当該地域における福祉有償運送の必要性
- ② 旅客から収受する対価

について協議が調った場合には、運営協議会から「合意したことを証する書類」が交付されるので、申請書類にこれを添付して、当該地域運輸支局に登録申請をする。

#### 「変更登録」の場合

前述の添付書類の他に、変更に伴い内容が変更されることとなる書類を添付し、変更する事項について協議をする。

#### 運営協議会の構成員

運営協議会は次に掲げる者により構成される。

- ① 主宰する自治体の長
- ② 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ③ 住民又は旅客
- ④ 地方運輸局長
- ⑤ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ⑥ 主宰する自治体の区域内において現に福祉有償運送を行っているNPO法人等

他に、主宰する自治体が必要と認める学識経験者等も加えることができる。

また、協議を行う場合には主宰する自治体の長が、当該申請団体の意見を聴取することとしている。

実際の運営協議会の協議では、残念ながら利用者不在の議論がなされることが多く、可能であれば、事前に主宰する自治体の担当者および主な構成員に福祉輸送の実状について情報提供し、理解を深めておいてもらうのが望ましい。「2種免許を持たない一般運転者の運転技術の未熟さ」や「ボランティア運転者による安全意識の低さ」などに議論が集中する傾向があるが、「利用できる交通手段の絶対的不足による移動困難者の不便な現状」や「移動困難者を乗客として考えていない公共交通機関の現状」など、本質的な部分についてもっと議論がなされるべきである。

## 4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた申請者は、利用者を安全に輸送し、その利便を確保するために、定められている法律を遵守し、適切な管理をしなければならない。

### (1) 運転者について

運転者が、死亡または負傷者が発生する事故を起こしたとき、あるいは、免許停止処分を受けたときは、自動車事故対策機構が実施する「適正診断」を受診させなければならない。免許停止期間が終了し、かつ適正診断を受診すれば、当該運転者に運転業務を再開させることができる。

登録後に運転者を採用した場合は、申請者において適切に管理されていればよく、運営協議会に諮ることや、当該地域運輸支局への届出は、更新登録時まででなくてもよい。

### (2) 運行管理

使用する車両が4台以下の場合には不要だが、5台以上になる場合は、「運行管理者」または「安全運転管理者」を選任しておくこと。この場合、車両の台数に応じて必要となる管理者の数が違うので必要な人数を確保すること。

なお、使用する車両は毎日、運行開始前に運転者による「運行前点検」を、6ヶ月ごとに定期点検を受けなければならない。

登録後に車両を増車した場合は、軽微な事項の変更届けを当該地域運輸支局へ提出すればよく、運営協議会に諮ることは、更新登録時まででなくてもよい。

### (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施（施行規則第51条の18）

「安全な運転のための確認」とは、いわゆる「点呼」のことである。福祉有償運送の場合は、必ずしも対面による確認ができない場合もあり、その際は電話による確認、必要な指示を行う。

安全な運転は、利用者の安全確保に直結することなので、「対面」「電話」いずれによる方法でも、確実に実施すること。

また、有償運送を行ったときは、1回ごとに乗務記録を残さなければならない。

なお、国土交通省への提出義務はないが、「安全な運転のための確認表（参考様式第八号）」「乗務記録（参考様式第二号）」を作成記録し、1年間保存しなければならない。

### (4) 運転者台帳及び運転者証（施行規則第51条の19）

運転者を採用したときは、運転者ごとに「運転者台帳（参考様式第十号）」を作成しなければならない。

運転者台帳は運転者が退職、その他の理由により運転者でなくなった日から2年間保存しなければならない。その際、運転者でなくなった年月日、理由を記載しておかななければならない。

運転者には、運転者証を携行させるか、利用者に見やすいように車内に掲示しなければならない。

なお、参考様式第八号に運転者証があるが、「施行規則第16条第1項に掲げる要件」「第16条第3項に掲げる要件」はミスプリントであり、「施行規則第51条の16第1項」「第51条の16第3項」が正解である。ちなみに「第1項に掲げる要件」欄は、福祉有償運送の運転者の要件（受講講習名、受講年月日など）を記載し、「第3項に掲げる要件」欄にはセダン車両を運転する場合の要件を記載する。

### (5) 事故の場合の処置（施行規則第51条の21）

不幸にして事故が発生した場合は、損害の程度に関わらず事故ごとに「事故の記録（参考様式第十一号）」を作成し、その記録を2年間保存しなければならない。また、事故処理連絡体制に基づき関係各所へ遅滞なく報告しなければならない。

### (6) 損害賠償措置の実施

事故が発生した場合に、損害保険会社等へ遅滞なく連絡するために、保険証のコピー等をひとつにまとめ、取り出しやすい場所に保管しておくことを勧める。持ち込み車両についても同様とする。

登録後に保険金限度額を減じたり、保険そのものを解約したりしてはならない。

### (7) 自動車に関する表示（施行規則第51条の23）

車両の両側面に、  
「運送者の名称」  
「有償運送車両」の文字  
「登録番号」

を表示する。1文字の大きさは縦横5cm以上とする。

### (8) 旅客の名簿の作成管理（施行規則第51条の25）

旅客の名簿（参考様式第十一号）を作成し、個人情報の漏洩に細心の注意を払って管理しなければ

ならない。

登録後に利用者が入会した場合は、申請者において適切に管理されていればよく、運営協議会に諮ることや、当該地域運輸支局への届出は、更新登録時までしなくてもよい。

#### (9) 苦情処理体制の確保等（施行規則第 51 条の 26）

苦情処理簿（参考様式第チ号）を作成し、その記録を 1 年間保存しなければならない。なお、苦情が発生したときは、苦情処理体制に基づき迅速に対応し、その原因を究明し、改善措置を講じ再発防止に努めなければならない。

上記（1）～（9）に記載された各参考様式は、申請者が独自の様式を作成することができるが、施行規則にそれぞれ記載しなければならない事項が明示されているので、欠落のないように注意されたい。

## 5. 監査、業務の停止及び登録の取消し

### (1) 監査

国土交通省は、運行団体において輸送の安全の確保及び業務運営が適切に行われているかについて、監査を実施する。

監査には「特別監査」と「一般監査」の 2 種類あり、それぞれ次の場合に監査を実施する。

#### 「特別監査」

- ① 運転者が明らかに第一当事者と推定される死亡事故及び悪質違反を伴う事故を起こした場合
- ② 運転者が悪質違反を犯した場合
- ③ 監査後、業務の改善が求められたにもかかわらず、報告を行わない場合または改善が認められない場合
- ④ 上記の改善報告を行ったものの 1 年以内に違反を繰り返した場合

※「悪質違反」・・・酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行、救護義務違反（ひき逃げ）をいう。

特別監査は運行団体の事務所において無通告で行われる。

#### 「一般監査」

- ① 事故、苦情又は法令違反が多いと認められる場合
- ② 監査の実施結果により、業務の改善の状況の報告を課した場合
- ③ その他特に必要と認められる場合

一般監査は関係書類を持参し、運輸局等に出頭して行う。

### (2) 業務の停止及び登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内の期間での業務の停止、または登録の取消しをすることができる。

- ① 法令違反または登録に付した条件に違反したとき
- ② 新規登録、更新登録、変更登録を不正の手段により行ったとき
- ③ 申請団体の役員がいわゆる欠格事由に該当することとなったとき
- ④ 輸送の安全の確保及び旅客の利便の確保について、法令・省令に規定する措置が講じられていないとき
- ⑤ 運営協議会での合意が解除されたとき

次に掲げる行政処分を受けたときは、報道機関、運営協議会を主宰する自治体等に通知され、また、国土交通省ホームページ等で公表される。ホームページへは 3 年間掲載される。

- ① 輸送の安全確保命令または旅客の利便確保命令を受けた団体
- ② 業務の停止処分を受けた団体
- ③ 登録の取消し処分を受けた団体